

さいたま市消防局訓令第2号

さいたま市警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市警防規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各級指揮者 災害現場に出場した警防本部長、<u>警防本部副本部長、方面本部長、方面副本部長、署隊長、副署隊長、大隊長、中隊長及び小隊長</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(警防責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 警防部長は、この訓令の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防態勢の確立を図るとともに、<u>警防課長、救急課長、救急指導課長</u>及び指令課長（以下「<u>警防部各課長</u>」と総称する。）並びに消防署長（以下「<u>署長</u>」という。）を指揮監督し、警防活動に係る施策に万全を期さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>警防部各課長</u>は、警防部長の行う警防活動に係る施策を補佐し、署長の行う警防活動が効率的に運用されるよう努めなければならない。</p> <p>5 <u>方面本部長は、それぞれの方面において署長の行う警防活動を監督し、支援し、又は必要に応じて調整を行い、方面内の警防活動に万全を期さなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(最高指揮者等)</p> <p>第21条 最高指揮者となるべき者は、次の各号に掲げる災害の規模等に応じた指揮体制の区分に応</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各級指揮者 災害現場に出場した警防本部長、<u>警防本部副本部長、署隊長、副署隊長、大隊長、中隊長及び小隊長</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(警防責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 警防部長は、この訓令の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防態勢の確立を図るとともに、<u>警防課長、救急課長、救急指導室長</u>及び指令課長（以下「<u>警防部課室長</u>」と総称する。）並びに消防署長（以下「<u>署長</u>」という。）を指揮監督し、警防活動に係る施策に万全を期さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>警防部課室長</u>は、警防部長の行う警防活動に係る施策を補佐し、署長の行う警防活動が効率的に運用されるよう努めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(最高指揮者等)</p> <p>第21条 最高指揮者となるべき者は、次の各号に掲げる災害の規模等に応じた指揮体制の区分に応</p>

じ、当該各号に定める者とする。ただし、第4指揮体制において組織規程第3条第3項に規定する警防本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、同項に規定する警防本部副本部長のうち警防部長を最高指揮者とするができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第3指揮体制 方面本部長

(4) 第4指揮体制 本部長

2 [略]

(指揮の支援)

第22条 本部長は、第1指揮体制、第2指揮体制及び第3指揮体制において、最高指揮者に現場活動の指導及び助言（以下「指揮支援」という。）を行うものとする。

2 [略]

(署隊長の出場)

第27条 署隊長は、本部長の命を受け、又は方面本部長の要請により、若しくは自ら必要があると認める災害に出場するものとする。

2 [略]

(方面本部長の出場)

第28条 方面統括は、本部長の命を受け、又は自ら必要があると認める災害に出場するものとする。

第29条から第39条まで 削除

(小隊別消防活動の報告)

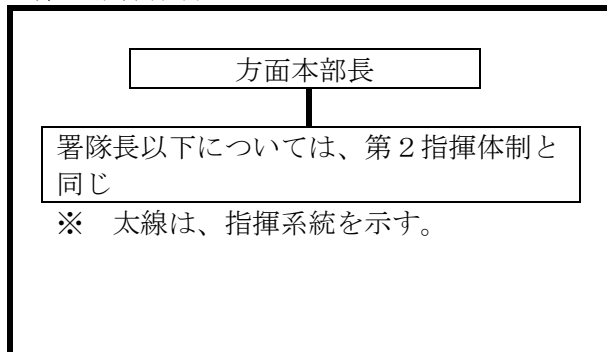
第49条 小隊長は、災害に出場した場合は、小隊別消防活動報告書（様式第6号）により、速やかに警防部長又は署長に報告するものとする。

別表第1（第21条関係）

指揮体制による指揮系統

1・2 [略]

3 第3指揮体制



4 第4指揮体制

じ、当該各号に定める者とする。ただし、第3指揮体制において組織規程第3条第3項に規定する警防本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、同項に規定する警防本部副本部長のうち警防部長を最高指揮者とするができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第3指揮体制 本部長

2 [略]

(指揮の支援)

第22条 本部長は、第1指揮体制及び第2指揮体制において、最高指揮者に現場活動の指導及び助言（以下「指揮支援」という。）を行うものとする。

2 [略]

(署隊長の出場)

第27条 署隊長は、本部長の命を受け、又は自ら必要があると認める災害に出場するものとする。

2 [略]

第28条から第39条まで 削除

(小隊別消防活動の報告)

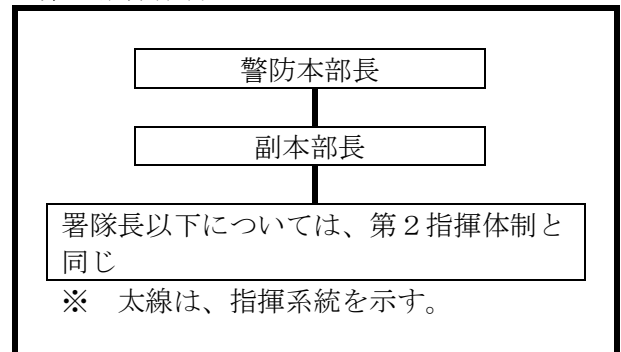
第49条 小隊長は、災害に出場した場合は、小隊別消防活動報告書（様式第6号）により、速やかに署長に報告するものとする。

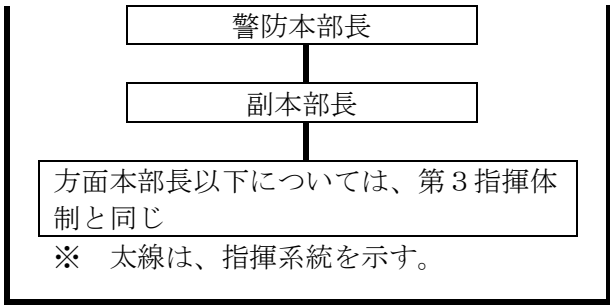
別表第1（第21条関係）

指揮体制による指揮系統

1・2 [略]

3 第3指揮体制





様式第3号（第47条関係）(1)

[略]				
[略]				
指揮活動報告書				
[略]				
[略]				
指揮体制移行	指揮体制	指揮本部長・職	氏名	上位体制要請時分
	[略]			
	第3指揮体制			月 日 時 分
	第4指揮体制			月 日 時 分
[略]				

様式第3号（第47条関係）(1)

[略]				
[略]				
指揮活動報告書				
[略]				
[略]				
指揮体制移行	指揮体制	指揮本部長・職	氏名	上位体制要請時分
	[略]			
	第3指揮体制			月 日 時 分
[略]				

様式第6号（第49条関係）(1)

[略]
年 月 日
（警防部長又は消防署長） 様
小隊別消防活動報告書
（小隊長名）
[略]
[略]

様式第6号（第49条関係）(1)

[略]
年 月 日
消防署長 様
小隊別消防活動報告書
第 大隊 中隊 隊長
[略]
[略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。